

令和6年第5回教育委員会会議記録

令和6年4月26日（金）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 議案第1号 八雲町教育支援委員会委員の任命について
- 日程第 3 議案第2号 八雲町社会教育委員の委嘱について
- 日程第 4 議案第3号 八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 日程第 5 議案第4号 八雲町学校運営協議会委員の任命について
- 日程第 6 議案第5号 八雲町スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第 7 議案第6号 八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則
- 日程第 8 報告第1号 八雲小学校に勤務する少人数学級事業教職員の勤務時間等に関する規程の制定について
- 日程第 9 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第 10 報告第3号 八雲町青少年問題協議会委員の任命について
- 日程第 11 報告第4号 令和5年度教職員の交通事故・違反発生状況について
- 日程第 12 その他

◎出席者

教育長	土 井 寿 彦
委 員	羽 田 圭 吾
委 員	神 原 伸 哉
委 員	福 田 浩 子
委 員	石 岡 美 香

◎出席した説明者

学校教育課長兼	
学校給食センター所長	三 坂 亮 司
学校教育課参事	池 田 忠 寛
学校教育課長補佐	松 浦 真理子

学校教育課施設係長	阿部任敏
社会教育課長兼図書館長	佐藤真理子
社会教育課長補佐	若山晋悟
社会教育課文化財係長	大谷茂之
図書館管理係長	藤本陽子
体育課長	伊藤勝
体育課管理係長	菊地步夢
体育課体育係長	桜井則夫
学校給食センター一次長	鈴木ゆかり
熊石教育事務所長	田村春夫

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、令和6年第5回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は5名です。定足数の出席を認めます。よって、令和6年第5回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、石岡美香委員を指名いたします。

次の日程に入る前にお諮りします。

本日会議の議案第1号から議案第5号は、人事案件であることから、八雲町教育委員会会議規則第20条第1項の規定により、秘密会としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議がありませんので、秘密会とします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「八雲町教育支援委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 議案第1号八雲町教育支援委員会委員の任命について説明いたします。議案書1ページをお開き願います。

教育支援委員会は、心身に障がいのある児童生徒等に対する教育支援及び就学先の決定に関する審議を行い、就学の適性を図ることを目的に設置しております。

八雲町教育支援委員会条例第4条第1項において、「委員は、医師、知識経験者、町内小、中学校校長・教頭・教諭、医療施設の職員・関係行政機関の職員のうちから、教育委員会

が任命する。」と定められており、この度、総合病院医師、町内小中学校の校長・教頭・教諭の人事異動等に伴い欠員が生じたため、その補充として新たな委員を任命するものであります。

任命する委員は、議案書記載の6名であります。

任期は、令和6年4月1日から、前任者の残任期間であります令和7年3月31日までとなっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「八雲町社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 それでは説明いたします。議案書2ページをお開きください。

八雲町社会教育委員は、社会教育法第15条第1項の規定に基づき、町の条例により設置される委員であり、八雲町社会教育委員条例第4条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から教育委員会が委嘱する委員です。

また、八雲町公民館条例第15条第2項の規定に基づき、社会教育委員は公民館運営審議会委員も兼ねることとなっております。

本年4月1日付け教職員の人事異動により欠員が生じたことから、新たに委嘱するものであり、委嘱する1名は議案書記載のとおりで、本年4月1日に遡って委嘱しようとするものであります。

なお、今回委嘱する委員の任期は、条例第3条の規定で、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間と定められており、令和7年9月30日までとなります。

以上で、説明といたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号

○教育長 日程第4 議案第3号「八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○給食センター次長 八雲町学校給食センター運営委員の委嘱についてご説明いたします。議案書3ページになります。

学校給食センター運営委員会については、八雲町学校給食センター設置条例第4条により給食センターの円滑な運営を図るため、20人以内の組織とし、委員は学校職員、父母の代表者、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱するものであります。

この度の委嘱は、学校長の人事異動に伴う欠員が生じたため、委員の補充として、議案記載の3名を委嘱するものであります。

なお、委嘱日は令和6年4月1日、任期は条例第4条第3項の規定により、前任者の残任期間であります令和6年9月30日までとなっております。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第4号

○教育長 日程第5 議案第4号「八雲町学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは説明いたします。議案書4ページをお開きください。

学校運営協議会委員は、八雲町学校運営協議会規則第5条第1項において、協議会の委員の定数は15人以内とし、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、対象学校の校長及び教職員、教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命すると定められており、この度、議案書4ページ、5ページに記載のとおり落部中学校区で13人、野田生中学校区で12人、八雲中学校区で13人、熊石中学校区で12人合計50人を任命するものです。

なお、任期は、規則第6条の規定により令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となっております。

以上、説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第5号

○教育長 日程第6 議案第5号「八雲町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 それでは説明いたします。6ページをお開きください。

本件は、令和5年10月1日に委嘱しましたスポーツ推進委員のうち、学校関係から委嘱していた1名について、この度、選出校の校内分掌体制が変更になったことにより、欠員が生じたため、補充を行うものです。

スポーツ基本法第32条第1項では、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、必要な熱意と能力を有する者の中から、市町村教育委員会がスポーツ推進委員を委嘱することとなっており、現在定員20名のところ16名を委嘱しています。

このことから、八雲町スポーツ推進委員規則第5条第1項の規定により、欠員となった委員1名を委嘱するもので、委嘱する委員は議案書記載のとおりで、前任者の校内分掌体制が変更となり欠員となったため、前任者が所属していた学校から選出され学校長の推薦を受け、この度委嘱するものです。

なお、委嘱期間は令和6年4月1日から、前任者の残任期間であります令和6年9月30日までとなっております。

以上、議案第5号の説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りします。

ここまで秘密会で行っておりますが、議案第1号から第5号は、それぞれ議決をいただきましたので、それぞれ個人情報を除き議事録を公開することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議がありませんので、そのように決定しました。

秘密会を解きます。

◎日程第7 議案第6号

○教育長 日程第7 議案第6号「八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは説明します。議案書7ページになります。

この度の改正は、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、新たに子育て部分休暇が追加されたことに伴い、八雲町立学校管理規則を改正するものです。

それでは、改正内容について、ご説明いたします。

本規則第20条第2項において、学校職員の休暇の種類を定めておりますが、改正後欄の下線部にある通り、新たに設けられた子育て部分休暇を追加したものです。

子育て部分休暇とは、6歳から12歳の子及び障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する子を養育するため、1日の勤務時間の1部で勤務し

ないことが相当と認められる場合における休暇のことで、1日につき2時間を超えない範囲で必要と認められる場合の休暇であり、この度新たに設けられた休暇の種類となります。

附則として、この規則は公布の日から施行し、改正後の八雲町立学校管理規則の規定は、令和6年4月1日から適用するものです。

なお、本件について可決いただいたのち、関連する規程である八雲町立学校職員服務規程の改正を直ちに行い、次回教育委員会議において報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第6号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 報告第1号

○教育長 日程第8 報告第1号「八雲小学校に勤務する少人数学級事業教職員の勤務時間等に関する規程の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それではご説明いたします。議案書8ページからになります。

八雲町教育委員会では、学校現場が抱える各種課題の解決や、児童生徒の学力向上など、よりきめ細かな教育を実現するため、令和5年度から独自に教員免許を有した教職員を町職員として採用し、八雲小学校1年生及び2年生において25人学級いわゆる少人数学級を実施しております。

これまで、この職員については、八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例により運用してきましたが、令和6年度から正規職員が採用されたことに伴い、関係部署と協議のうえ、勤務時間や休暇等を規程として新たに制定することとしましたので報告するものです。

規程の内容については、9ページをご覧ください。

第1条は、趣旨について記載しており、八雲小学校に勤務する少人数学級事業教職員の勤務時間及び休憩時間について、必要な事項を定めるとしております。

第2条は、勤務時間を定めており、実際に勤務する学校での勤務時間を規定しており、週38時間45分の勤務時間は町職員と同じ勤務時間となります。

第3条では休憩時間を定めており、学校現場の状況に合わせた規定であります。

附則として、この訓令は、令和6年4月1日から施行することとしております。

以上、説明とさせていただきます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他になければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第9 報告第2号

○教育長 日程第9 報告第2号「専決処分の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは説明いたします。議案書10ページをお開きください。

本件は、4年に一度改訂される教科書について、令和6年度が小学校用教科書の改訂年度にあたり、各学校へ配備する必要がある教師用の教科書及び指導書の購入による財産取得であります。

今回の購入にあたり、小学校7校分合計で約1千466万円となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格1千万円以上の動産の買入れに該当します。

そのため、議会の議決をいただいたうえで購入する案件となりますが、教師用教科書及び指導書については、入学式までには各学校へ配備する必要があり、令和6年度予算成立後、直ちに契約から納品までを行う必要があります。

そのため、地方自治法第179条第1項に規定される緊急を要する案件であること、議会を招集する時間的な余裕がないことから、4月1日付で専決処分を行ったことから、報告するものです。

それでは専決処分の内容について、議案書11ページによりご説明いたします。

取得する財産及び数量は、小学校教師用教科書及び指導書等で1,300件、取得の方法は、契約の定めるところによるもので、取得金額は、1,466万5,240円で、取得の相手方は、町内小中学校の教科書取扱店である資料記載の2社です。

教科書購入の仕組みですが、教科書購入価格は全国一律であり価格競争がなく、八雲町にある教科書取扱店は、八雲地域が知野商店、熊石地域はミュージック館が指定されていることから町はこの2社と契約を締結し、取扱い店から各学校に直接納品されるものです。

これまでも4年ごとに教科書取扱店と契約を結んで購入していたところではありますが、今回の教科書改訂では、1人1台端末の整備やデジタル化の普及により、デジタル教材がセットになっているものが急激に増えたため、1冊当たりの単価が大幅に値上がりし、今回、議会の議決に付すべき財産の取得に係る価格を上回ったことによるものであります。

なお、本件は来る5月13日開催の第3回臨時会において、専決処分の報告をする予定となっております。

以上、報告といたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他になければ、報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第10 報告第3号

○教育長 日程第10 報告第3号「八雲町青少年問題協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 それでは説明いたします。議案書 12 ページをお開きください。

八雲町青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法の規定に基づく機関として、八雲町青少年問題協議会条例により設置された機関で、同条例第 2 条第 1 号委員関係行政機関の職員から任命した者、第 2 号委員学識経験者から任命した者、合わせて 11 名の委員で構成している協議会です。

この条例第 2 条 1 号に規定する関係行政機関の職員について人事異動により欠員が生じたことから、後任の方を新たに議案書に記載のとおり任命いたしました。

なお、任期は在職期間となります。

同じく第 2 号に規定する学識経験者について、教職員の人事異動により欠員が生じたことから、新たに 2 名を議案書に記載のとおり任命いたしました。

なお、任期は条例第 3 条の規定で、補欠委員の任期は前任者の残任期間と定められており、令和 7 年 11 月 16 日までとなります。

以上で、説明といたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 なければ、報告第 3 号は報告済みといたします。

◎日程第 11 報告第 4 号

○教育長 日程第 11 報告第 4 号「令和 5 年度教職員の交通事故・違反発生状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは説明いたします。議案書 13 ページからになります。

本件は、令和 5 年度教職員の交通事故・違反発生状況について、別紙のとおり報告するものであります。

議案書 14 ページの一覧表をご覧ください。

令和 5 年度は、記載のとおり 13 件の事故・違反が発生しております。令和 4 年度は 15 件の発生でしたので、前年度と比較し 2 件の減少となっております。

令和 5 年度 13 件の内訳ですが、3 件はもらい事故であり、うち 1 件は公務中に凍結した路面でスリップした対向車であるトラックに正面衝突された人身事故で、職員が運転していた車は廃車となり頸椎捻挫を負いましたが、幸い大事には至らなかったものです。

スピード違反は 2 件で、一時不停止・通行禁止違反がそれぞれ 1 件、スリップや駐車場等でガードレール等に接触した自損事故が 6 件となっております。

令和 5 年度における道内の状況ですが、教職員による交通違反、特に飲酒運転事故が相次いだことから、先月 25 日に臨時教育局長及び市町村教育委員会教育長会議が開催され、八雲町でも 27 日に臨時校長会議を開催し、飲酒運転防止と服務規律保持に関する示達を行ったところです。

また、毎月の校長会議・教頭会議において、交通事故・違反状況を報告するとともに、事故・違反の撲滅に向けた取組と職員に対する指導徹底を指示しており、今後も教育委員会として指導を継続し、事故・違反の撲滅に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、報告第4号の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○羽田委員 質問ではないのですが、事故件数が令和4年度から2件減少したことは好ましいことだと思うのですが、ただ内訳の中でもらい事故もありますが、物損事故が8件となっています。当然過失であって故意ではないと思いますし、不可抗力ではあるのでしょうか、例年ですと速度超過が多かったと記憶しています。

私自身も過去に交通事故にあったこともあり、自損、物損ということだけではなく、1つ間違えれば死亡事故につながることで、改めて指導をお願いしたいと思います。

○教育長 教育委員会でも意見いただいたことを、きちんと伝えながら更に交通事故を起こさないという意識を徹底していきたいと考えております。

(「なし」という声あり)

○教育長 なければ、報告第4号は報告済みといたします。

◎日程第12 その他

○教育長 日程第12 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和5年第4回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時28分】